

《職種》河原子北浜スポーツ広場業務

* 職員定数 主任 1 名、パート職員 7 名 合計 9 名 (男性 7 名、女性 1 名)

(1) 勤務地

- ・河原子北浜スポーツ広場 (日立市河原子町 1 - 5)
電話 35 - 5050

(2) 雇用期間

- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 (1 年間)
※勤務状況により 1 年単位での継続あり

(3) 職務内容

- ・ターゲットバードゴルフ場の使用受付及び使用料の徴収に関すること
- ・広場の貸出しに関すること
- ・広場内の環境整備業務 (屋外での草刈り作業や清掃作業等)

(4) 勤務形態

- ・勤務日数 … シフト制による 3 勤 4 休を基本とする。
- ・勤務時間 … 8 : 30 ~ 17 : 15 … 8 時間 (昼食 45 分休憩)
- ・休館日 … 毎週火曜日 (勤務あり)
- ・その他 … スポーツ協会の事業のなかで、上記以外に勤務を要する場合あり。
… 休館日に一斉作業を実施する (通常勤務扱い)

(5) 賃金等

- ・時給制 (1, 080 円)
- ・所定の勤務時間以外の勤務 (勤務を要する日) は時給に 100 分の 125 を加算した割合とする。
- ・所定の勤務時間以外の勤務 (勤務を要しない日) は時給に 100 分の 135 を加算した割合とする。
- ・交通費月額 2, 000 円 ~ (通勤距離が片道 2 km を超える場合)

(6) 福利厚生関係

- ・年次休暇を付与 (※雇入開始から 6 か月経過後)
- ・労災保険の被保険者とする (社会保険、雇用保険の被保険者とはしない)
- ・予防接種・人間ドック補助 有

(7) 必要な経験等 (あると望ましい)

- ・刈払機基本操作

以 上